板倉町奨学資金奨学生の募集について

板倉町では、町内に住所を有し、進学の意欲と能力がありながら、経済的な 理由で就学が困難な方に対して、奨学資金を無利子で貸与しています。 このたび、板倉町奨学資金奨学生を次のとおり募集します。

- 1. 応募資格
 - (1)町内に1年以上居住する世帯の子。

 - (2)学力優秀、品行方正、健康な者。 (3)専門学校以上の学校に入学する者及び在学する者。
 - (4)保護者の合計所得が700万円未満で、経済的理由により学費の支出が困 難な世帯の子。
- 大学、短大、専門学校など高校卒業後の進学について 2. 応募対象
- 3. 貸与金額 月額50,000円(無利子)
- 4. 貸与期間 修学年以内で希望年数
- 5. 返済期間 貸与終了後、1年据え置き、貸与期間の2倍に相当する期間内
- 6. 中途辞退 退学などにより中途で辞退の場合は、一括返還となります。
- 7. 提出書類
 - ①奨学資金貸与願(別記様式第1号) 申請者が未成年の場合の連帯保証人は、親権者又はこれに代わる方にして
 - (本人・連帯保証人・保証人の記名・押印のないものは無効)
 - ②奨学資金貸与者推薦書 (別記様式第2号) 出身または在学する学校に記入を依頼してください。 (学校長印がないものは無効)
 - ③家庭状況調書(別記様式第3号) 1通
 - 1 通 ④学業成績証明書 出身または在学校で交付を受けてください。
 - ⑤保護者の所得・課税証明書(最新のもの)・・・ 保護者一人につき1通 役場税務課 住民税係で交付を受けてください。 (保護者の方で所得がない場合は、非課税証明書を提出してください。)
 - ⑥戸籍謄本 1通 本籍地で交付を受けてください。本籍地が板倉町の場合は、役場住民環境 課 戸籍年金係で交付を受けてください。
- 8. 提出期間 2月1日から2月末日まで(土、日および祝日を除く)
- 9. 貸与決定 貸与審査委員会を開催し、3月末ごろ貸与決定となります。
- 10. その他
 - (1)応募及び記入にあたりましては、別紙「板倉町奨学資金貸与に関する条例」 及び「板倉町奨学資金貸与に関する条例施行規則」をご熟読ください。
 - (2)板倉町奨学金制度とほかの奨学金との併用はできません。
 - (3)証明書で封印されているものは、開封しないでください。
 - (4)出身または在学する学校に依頼する「提出書類②と④」について、学校側 が作成する上で不明な点があった場合は、板倉町奨学資金担当まで直接、 お電話ください。
 - (5)提出書類を作成する上でご不明な点等ございましたら、板倉町奨学資金担 当まで、お電話ください。

【提出・問合せ先】

板倉町教育委員会事務局 総務学校係 電話82-6153 (直通)

「奨学資金貸与者推薦書」記入に当たって(お願い)

「奨学資金貸与者推薦書」の記入に当たりましては、下記の点にご留意いただきたく、 よろしくお願いいたします。

記

- 1 行動性格欄 A・B・Cで記入する。
- 2 出・欠の状況 (既往1年) 欄
- ① 高等学校卒業見込みの者については、現在の学年の第一・第二学期及び前年の学年の第三学期の合計を記入する。
- ② 卒業した者については、最終学年の出欠状況を記入する。
- ③ 大学・短期大学・専門学校に在学中の者で、出欠状況が掴みにくい場合は、単位取得証明書を提出すること。

○お問合せ

板倉町教育委員会事務局 総務学校係 奨学資金担当 電話 (0276)82-6153(直通)

以上

別記様式第1号

奨 学 資 金 貸 与 願

		T T
	フリカ゛ナ	月額
氏 名		希望 円
.,		貸与金額 合計(年間)
生年月日	年 月 日生	円
	(〒 –)	
		一 希望 年月日
現住所		貸与期間 年 月 日
	(電話)	
	学校名	
在学学校	所在地	学年在学
入学予定学校	学校名	学部 科
	所在地	
連帯保証人氏名	年 月 日	1 生 本人との続柄
住所	電話	職業
本籍		勤務先
保証人氏名	年 月 月	生 本人との続柄
住所	電話	職業
本籍		勤務先
奨学資金を必		
要とする理由		
安とりの垤田		
1 - A - 1/2 VA		
	資金貸与に関する条例により、奨学生と	
うけたく連帯	保証人及び保証人連署をもってお願いい	たします。
	年 月 日	
	本	人
	連帯保証	人
	是	,
	保 証	人
	保証	V HI
↓P △ m→ □		
板倉町長	栗原寒様	

別記様式第1号

奨 学 資 金 貸 与 願

	フリカ゛ナ イタ クラ マチ コ		月額					
氏 名		希 望	50,000 円					
	板 倉 町 子	貸与金額	合計(4 年間)					
生年月日	○○年○○月○○日生		2,400,000 円					
	(〒 374 − 0192)							
	群馬県邑楽郡	希 望	○年 4 月 1 日					
現住所	板倉町大字板倉 2,682 番地 1	貸与期間	○年 3 月 3 1 日					
	(電話 0276 - 82 - 1111)							
 在 学 学 校	学校名 群馬県立原宿高等学校							
在 子 子 仪	所在地 群馬県邑楽郡板倉町大字岩田	3 学年在学						
 入学予定学校	学校名 板倉大学 工 学部 建築	工学 科						
八子了足子仪	所在地 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2番地							
連帯保証人氏名	※保護者の方 年 月 日生	本人との続柄						
住所	電話	職業						
本籍		勤務先						
保証人氏名	※親戚・知人で支払いできる方 年 月 日生	本人との続柄						
住所	電話	職業						
本籍		勤務先						
奨学資金を必 要とする理由	※奨学資金を必要とする理由を記入し、「例」進学をしたいのですが経済的に 利用させていただきたい。		は学金制度を					

板倉町奨学資金貸与に関する条例により、奨学生として採用のうえ資金の貸与をうけたく連帯保証人及び保証人連署をもってお願いいたします。

年 月 日 ← 教育委員会に提出する日を記入して下さい

本 人 板倉 町子

印

連帯保証人 保護者の方

印

保 証 人 親戚・知人で支払いできる方

印

板倉町長 栗原 実 様

※必ず押印して下さい↑

別記様式第2号

奨学資金貸与者推薦書

			7 •	• •			_	•	<i>,,,,,</i>	—		
		フリカ゛ナ										
氏	名						在等	学校こ	又は			
							出,	身学	校校			
生年	月日		年	月	日生	111						
学業	成績	在学	中の成績	漬は別表	のとお	3 9						
行	基本的な	生活習慣		創意・	工夫		協	力	性		趣味	・特技
動	自	主性		情緒の	安定		公	正	さ			
性	責	任 感		寛	容		公	共	性			
格	根気	強さ		指導	性							
出・欠	の状況 (既	E往 1 年)	出)	席日数		日			欠席	日数		日
特	別	舌 動										
(活	動	意欲入										
し集	団への	寄与ノ										
推	薦	所 見										
-	上記の	とおり、	人物·	学術と	もに優っ	秀、身份	体強係	建でる	あって	、 板倉	町奨学資	金貸与
に	関する	条例によ	る奨学	生として	て適当	と認め	ます。					
		年	月	日								
							Ę	学校上	麦			印

板倉町長 栗原 実 様

別記様式第2号

奨学資金貸与者推薦書

	フリカ゛ナ	<i>ላ</i> ቃ	クラ	ザ	3						
名							在等	学校プ	スは	群馬県	人立原宿高等学校
		板	倉	町	子		出,	身学	校		
月日	OC) 年 C)O	1 0	O E	生					
美成績	在学	中の成績	漬は別	川表の	のとお	3 9					
基本的な	2 生活習慣	A	創意	意•-	工夫	Α	協	力	性	Α	趣味・特技
自	主 性	A	情絲	者の多	安定	A	公	正	さ	В	野球
責	任 感	A	寛		容	Α	公	共	性	Α	読書
根気	強さ	A	指	導	性	С					
:の状況(閉	E往 1 年)	出席日数 190					日		欠	席日数	O 目
別	舌 動										
動 方	意欲入	※部	舌動等	等での	の活動	意欲・	集団	へ の	寄与	を記入	してください。
集団への寄与人											
			_		_		_		_		
薦	所 見	※推测	ちょう ない こうしゅ こうしゅ ちゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ ちゅうしゅ ちゅうしゅ ちゅうしゅ ちゅうしゅ しゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう ちゅうしゅう ちゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅう しゅう しゅう しゃ	る方の	の所見	しを記入	して	下さ	い。		
	日はまります。日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日は、日	名	名 板	表 板 倉	根 (根 倉 町子	板 倉 町子	板倉町子 板倉町子 三月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日生 美成績 在学中の成績は別表のとおり 基本的な生活習慣 A 創意・工夫 A 協自主性 A 情緒の安定 A 公責任感 A 寛 容 A 公根気強さ A 指導性 C 根気強さ A 指導性 C の状況(既往1年) 出席日数 190 日別活動意欲・集団への寄与 ************************************	板倉町子 在学校の 出身学 月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日生 試験 在学中の成績は別表のとおり 基本的な生活習慣 A 創意・工夫 A 協力 自主性 A 情緒の安定 A 公正 責任感 A 寛容 A 公共 根気強さ A 指導性 C 別活動 出席日数 190 日 別活動 ※部活動等での活動意欲・集団への 質団への寄与	 板 倉 町子 田 身 学校 正月日 ○○年 ○○月 ○○日生 成績 在学中の成績は別表のとおり 基本的な生活習慣 A 創意・工夫 A 協 力 性 自 主 性 A 情緒の安定 A 公 正 さ 責 任 感 A 寛 容 A 公 共 性 根気強さ A 指 導 性 C の状況(既往1年) 出席日数 190 日 欠) 別 活 動 動 意 欲 動 意 欲 動 意 欲 	

上記のとおり、人物・学術ともに優秀、身体強健であって、板倉町奨学資金貸与 に関する条例による奨学生として適当と認めます。

年 月 日

学校長

板倉町長 栗原 実 様

家庭 状况 調書

	IT A	フリカ゛ナ). 14n BB		F	п
本	氏 名				本世	月 居 任	主期間		年	月
	本籍				I					
		(〒	_)						
人	現住所									
						(電話	_		_)
保護	美 者氏名		1	T	職	業			ı	
	氏	名	続柄	生年月日	職	業	勤	务 先	月	収 額
家										
族										
状										
況										
住宅	持家		m ^²	入学後の	住居	自宅、	下宿、アハ゜ー)	、その他	()
形態	借家(月))	円 :	通学状況	通学	徒步	5、自転	車、バイ	゚ク、	電車
										N
自										4
宅										
から										
町										
役										
場										
まで										
0										
略										
図										
i	Ī									

家庭 状况 調書

		フリカ゛ナ イ	タクラ	7]							
本	氏 名	乜	京倉	町子	本町居信	上期間 17	17年10か月				
	本 籍	群馬県	邑楽郡 板	反倉町大字板倉	2,682 番地 1	1					
		(〒 374 −	0192)								
人	現住所	群馬県	鸟楽郡 板	反倉町大字板倉	2,682 番地 1						
	(電話 0276 - 82 - 1111)										
保護	養者氏名	保護都	香の方の	氏名を記入	職業	保護者の方の	職業を記入				
	氏	名	続柄	生年月日	職業	勤務先	月収額				
家	板倉	町男	父	昭和 〇.〇.〇	会社員	制板倉商事	20 万円				
族	板倉	町美	母	昭和 〇.〇.〇	パート	イタクラ㈱	7万円				
状	板倉	町太	兄	平成 〇.〇.〇	大学2年	板倉大学	_				
況	板倉	町子	本人	平成 〇.〇.〇	高校3年	原宿高校	_				
	板倉	マチ	祖母	昭和 0.0.0	無職	_	_				
住宅	持家	100					()				
形態	借家(月	1)	円 :	通学状况	通学 徒歩、自転車、バイク、 <mark>電車</mark>						
自宅於											
		火 占/>	ふころ	1.担子 ベハ豚	₩ チ、幸コ オ	レーエチル					
町		次日七	いっち	と場までの略	凶を記入						
場場											
っちで											
\mathcal{O}											
略											
図											

(平成4年12月21日条例第18号) 改正 平成17年12月21日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、本町出身者又は、本町内に居住する心身共に健康で優秀なる 学生であって、進学の意欲を有するにもかかわらず経済的理由により進学困難な 者に対し、予算の範囲内において学資を貸与して、その意志を達成せしめ、もっ て有為な人材を育成することを目的とする。

(貸与資格)

- 第2条 奨学資金の貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号に該当 し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦した者でなければならない。
 - (1) 町内に1年以上居住する世帯の子弟
 - (2) 学力優秀・品行方正・身体強健な者
 - (3) 専門学校以上の学校に入学する者及び在学する者
 - (4) 経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟

(貸与の申請)

第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、奨学資金貸与願(別紙様式)に出身 学校長又は在学学校長の推薦書をそえ町長に願出なければならない。

(貸与の決定)

- 第4条 奨学資金貸与の願出があったときは、町長は板倉町奨学資金貸与審査委員会の意見をききこれを決定する。
- 2 奨学資金貸与審査委員会の組織は別に定める。

(貸与額及び貸与期間)

- 第5条 奨学資金は、次の金額とし無利子とする。
 - (1) 専門学校・短期大学・大学に在学する者に月額50,000円以内
- 2 奨学資金の貸与期間は、在学又は入学する学校の正規の修学期間とする。 (貸与の手続)
- 第6条 奨学資金の決定を受けた者は、直ちに連帯保証人1人及び保証人1人と連署の上、誓約書及び借用証書を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の連帯保証人及び保証人は、本町に居住し、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、町外の居住者とすることができる。
- 3 奨学生が未成年者であるときは、連帯保証人は親権者又はこれに代わるものと する。

(異動の届出)

- 第7条 奨学生又は保護者は、次の事由が発生したときは、連帯保証人及び保証人 連署をもって直ちに町長に届出なければならない。
 - (1) 卒業したとき。
 - (2) 疾病その他の事由で休学、復学、転校又は退学のとき。
 - (3) 本人、連帯保証人又は保証人の住所、氏名、その他重要な事項に異動があったとき。

(奨学資金の休止又は停廃止)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学資金の貸与を

休止又は廃止する。

- (1) 疾病などのため卒業の見込がなくなったとき。
- (2) 学業成績又は素行が不良であったとき。
- (3) 奨学資金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 休学、転校が適当でないとき。
- (5) その他この条例に違反し、又は奨学生として適当でないと認めたとき。(返済)
- 第9条 奨学生は、卒業後1ケ年を経過した年の翌月から貸与年数の2倍に相当する 期間内に月賦又は年賦により返済しなければならない。
- 2 奨学生が退学又は、停学処分に付されたときは、一時に返済しなければならない。
- 3 奨学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、前項に準じ奨学資金を返済しなければならない。
 - (1) 貸与期間が満了したとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 奨学資金の貸与を辞退したとき。
 - (4) 奨学資金制度を廃止したとき。

(返済猶予)

第10条 疾病その他正常の理由により、奨学資金の返済が困難と認めた者については、願出によって相当期間その返済を猶予することができる。

(延滞金)

第11条 正当な理由なく奨学資金の返済を遅滞したときは、延滞金を徴収することができる。

(事故等)

第12条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人又は遺族は戸籍抄本を添えて直ちに 町長に届出なければならない。奨学生であった者が奨学資金返済完了前に死亡し たときもまた、同じとする。

(免除)

- 第13条 前条の場合において事情によって奨学資金の全部又は、一部の返済を免除 することができる。
- 2 前項の場合においては、連帯保証人及び保証人又は遺族から事情を明らかにして願出なければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日条例第28号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

○板倉町奨学資金貸与に関する条例施行規則

(平成4年12月17日教育委員会規則第3号)

改正 平成9年11月28日教委規則第2号 平成17年12月21日教委規則第3号 平成19年3月29日教委規則第1号 平成30年3月28日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、板倉町奨学資金貸与に関する条例(平成4年板倉町条例第18号。以下「条例」という。)第14条の規定により、奨学資金貸与に関する手続き等を定めるものとする。

(申請書類)

- 第2条 条例第3条の奨学資金貸与願及び推薦書は、次のとおりとする。
 - (1) 奨学資金貸与願(別記様式第1号)
 - (2) 奨学資金貸与者推薦書(別記様式第2号)
- 2 奨学資金の貸与の申請は、前項の書類に次の書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 戸籍謄本 1通
 - (2) 家庭状況調書(別記様式第3号) 1通
 - (3) 所得 · 課税証明書 1通

(申請期限)

第3条 前条の書類は、毎年2月末日までに、町長に提出するものとする。ただし、 特別の事情がある者については、この限りでない。

(審査委員会)

- 第4条 板倉町奨学資金貸与審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、委員7人 以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 町議会議長及び総務文教福祉常任委員長
 - (2) 教育長
 - (3) 板倉中学校長
 - (4) 学識経験者若干名
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 3 委員のうち、第1項第1号から第3号までの職にある者は、当該職を離れたときに は、委員の職を失うものとする。
- 4 審査委員会に会長を置く。
 - (1) 会長は、教育長の職にある者をもって充てる。
 - (2) 会長は、必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。
 - (3) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(決定通知書の交付)

第5条 条例第4条により奨学資金が決定したときは、貸与決定通知書(別記様式第4 号)を交付する。

(奨学金の交付)

第6条 奨学資金は、毎月保護者を通じて貸付けるものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(誓約書・借用証書の提出)

- 第7条 条例第6条の誓約書及び借用証書は、次のとおりとする。
 - (1) 誓約書(別記様式第5号) 1通
 - (2) 借用証書(別記様式第6号) 1通

(死亡・異動の届出)

第8条 前条に要する連帯保証人及び保証人が死亡し、又は条例第6条第2項の要件 を失ったときは、直ちに連帯保証人・保証人異動報告書(別記様式第7号)を町長 に提出しなければならない。

(納入通知書による返済)

- 第9条 条例第9条の返済は、納入通知書により会計管理者に納入するものとする。 (学業成績証明書の提出)
- 第10条 奨学生は、毎年度末に在学学校長の学業成績証明書を提出しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年11月28日教委規則第2号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日教委規則第3号) この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 奨学資金貸与願

[別紙参照]

別記様式第2号 奨学資金貸与者推薦書 「別紙参照〕

別記様式第3号 家庭状況調書 「別紙参照]

別記様式第4号 奨学資金貸与決定通知書 「別紙参照]

別記様式第5号

誓約書[別紙参照]

別記様式第6号 奨学資金借用証書 [別紙参照]

別記様式第7号 連帯保証人・保証人異動報告書 [別紙参照]